

座間市節電対策推進方針

◎趣 旨

平成23年3月、東日本大震災に起因する発電施設の被害により、私たちは計画停電を経験するとともに、夏季における電力の供給不足への対応を迫られました。そのため、「座間市節電対策推進方針」を策定し、市自治会総連合会や市商工会等と連携して「前年比15%以上の削減」を目標に節電対策に取り組んできました。

今夏の電力供給については、東京電力管内で不足は生じないと予測され、政府として節電は呼びかけるが、数値目標は設けないこととされました。しかしながら、他方では企業向け電気料金の値上げに続き、7月からは家庭向け電気料金の値上げも申請されており、企業活動や市民生活への影響とともに、市財政への長期にわたる負担増が心配されるところです。

こうした状況を踏まえ、今年度の節電対策は、昨年の節電対策推進方針を基本的に踏襲し、二酸化炭素の排出による地球温暖化の防止や夏季におけるピーク時電力の抑制、更には市の財政負担の軽減対策として、数値目標を設けずに次の方針により取り組むこととします。

取り組み方針

- 1 市庁舎及び公共施設において、市民サービスの維持と電力消費のバランスを考慮した中で節電対策を推進します。
 - 2 市の平日の時間外勤務の時間帯を午前7時から8時30分に設定する「アーリーバードワーク」を実施します。
 - 3 市の各課に「節電リーダー」を置き、きめ細かな対策を徹底します。
 - 4 市自治会総連合会と連携し、家庭における節電と省エネルギーに対する啓発活動を推進します。
 - 5 実施期間は、平成24年6月1日から9月30日までとします。
- ※ 今後、電力需給等の状況変化があった場合は、この方針を見直します。

◎推進方策

- 1 市庁舎及び公共施設において、エコオフィス活動を更に徹底するとともに、施設の利用形態等を考慮した中で、消費電力を抑制します。

(1) 消灯の徹底

- ①事務室の屋内照明は、原則50%消灯を堅持します。

②照明の点灯は午前8時30分から午後5時15分までとし、昼休み時間は業務に支障のない範囲で消灯します。

③退庁時には、最終残留者が必ず消灯することを徹底します。

(2) 室内温度の調整

①室内温度を引き続き28℃に設定するとともに、空調機の運転時間をこまめに調整します。

②外気を取り入れ、室温を調整します。

③ブラインド、カーテンを活用し、室温を下げる工夫をします。

(3) 電気製品の電源OFF

①パソコンのディスプレイの照度を必要最少限にし、スリープ機能を活用します。

②昼休み及び離席の際は、シャットダウンします。

③退庁時は、パソコン及びプリンターの主電源を切ります。

④電気ポットは、使用を禁止します。

⑤自動販売機の照明及び冷却温度の調整をします。

⑥使用していない電気製品のプラグを抜きます。(待機電力のカット)

(4) エレベーターの一部休止等

①エレベーターの一部を運転休止とします。

②職員のエレベーター使用は、原則禁止とします。

③冷房時以外は、1階の自動ドアを開放します。

④庁用電気自動車の充電は、深夜電力を活用します。

(5) 節電リーダーの活動

①節電リーダーは、節電指導や照明の消灯等を管理します。

②節電リーダーは、クールビズの徹底等、所属職員の意識啓発に努めます。

(6) 小中学校の取り組み

①各学校の特色を生かして節電対策を推進します。

2 家庭向けの啓発チラシを作成し、節電への意識高揚と実践活動の推進を図ります。

3 広報ざまや市ホームページを通じて、節電対策、省エネルギー対策に関する情報を提供します。